

2020年12月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ア ル ワ ー ル ド
住 所 東 京 都 渋 谷 区 元 代 々 木 町 30 番 13 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菊 池 誠 晃
(コード番号：3691 東証マザーズ)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 樋 口 隆 康
TEL. 03-5465-0690

第三者割当による行使価額修正条項付第8回～第9回新株予約権 の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2020年11月26日開催の取締役会において決議いたしました行使価額修正条項付第8回乃至第9回新株予約権（以下個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の募集について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（981,000円）の払込みが完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2020年11月26日公表の「第三者割当による行使価額修正条項付第8回～第9回新株予約権の発行及び新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

（参考）

1. 募集の概要

(1) 割当日	2020年12月14日
(2) 発行新株予約権数	8,000個 第8回新株予約権 3,000個 第9回新株予約権 5,000個
(3) 発行価額	総額981,000円（第8回新株予約権1個当たり172円、第9回新株予約権1個当たり93円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	800,000株（新株予約権1個につき100株） 第8回新株予約権 300,000株 第9回新株予約権 500,000株 下限行使価額（下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条項」において定義します。）は638円（但し、本新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は800,000株です。
(5) 調達資金の額	1,356,481,000円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額 の修正条項	当初行使価額は、第8回新株予約権が1,200円、第9回新株予約権が2,000円です。 本新株予約権の行使価額は、当初固定とし、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ（以下「行使価額修正選択権」といいます。）、かかる決定がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなります。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る本新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、通知が行われた日の10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第

	<p>12 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正されます。</p> <p>上記の計算による修正後の行使価額が 638 円を下回ることとなる場合（以下、これらの金額を個別に又は総称して「下限行使価額」といいます。）、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）に対して、第三者割当の方法によって行います。
(8) 新株予約権の行使期間	2020 年 12 月 15 日から 2023 年 12 月 14 日までとする。
(9) その他	<p>当社は、割当先との間で、本新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。</p> <p>当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から、①本新株予約権の行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、③当社が割当先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意しております。但し、①本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、②株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、③吸収分割、株式交換及び合併に伴う当社の株式の交付、④当社又は当社子会社の役員及び従業員並びに（当社に対する金融を提供することを目的とする場合を除き）その他外部協力者等を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）、及び⑤当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り。）を除きます。</p> <p>また、当社は、本買取契約の締結日から、本新株予約権の行使期間の満了日、割当先が本新株予約権の行使を完了した日、当社が本新株予約権の全てを取得した日又は本買取契約が解約された日のいずれか早く到来する日から 3 か月後までの間に、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、又は当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社株</p>

	<p>式、又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を、当社が第三者に発行（当社の株式の発行に関しては自己株式の処分を含みます。）しようとする場合（但し、①当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員並びに（当社に対する金融を提供することを目的とする場合を除き）その他外部協力者等を対象とするストック・オプション又は譲渡制限付株式を発行する場合、並びに②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り、）を除きます。）、当社は、当該第三者に対する発行に合意する前に、割当先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することとし、割当先が引受け又は購入を望む場合には、当該第三者と並行して協議を行う機会を付与することを合意しています。</p>
--	---

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(4,500,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われな
以上